

# 消費生活論

## 第1講 「消費者問題とは何かを知る」

三輪 聖子（岐阜女子大学）

# 第1講 「消費者問題とは何かを知る」

## 【目的】

日々消費者として生活しており、いつ消費者問題に巻き込まれるかわからないので消費者問題とは何かを理解する。

## 【学修到達目標】

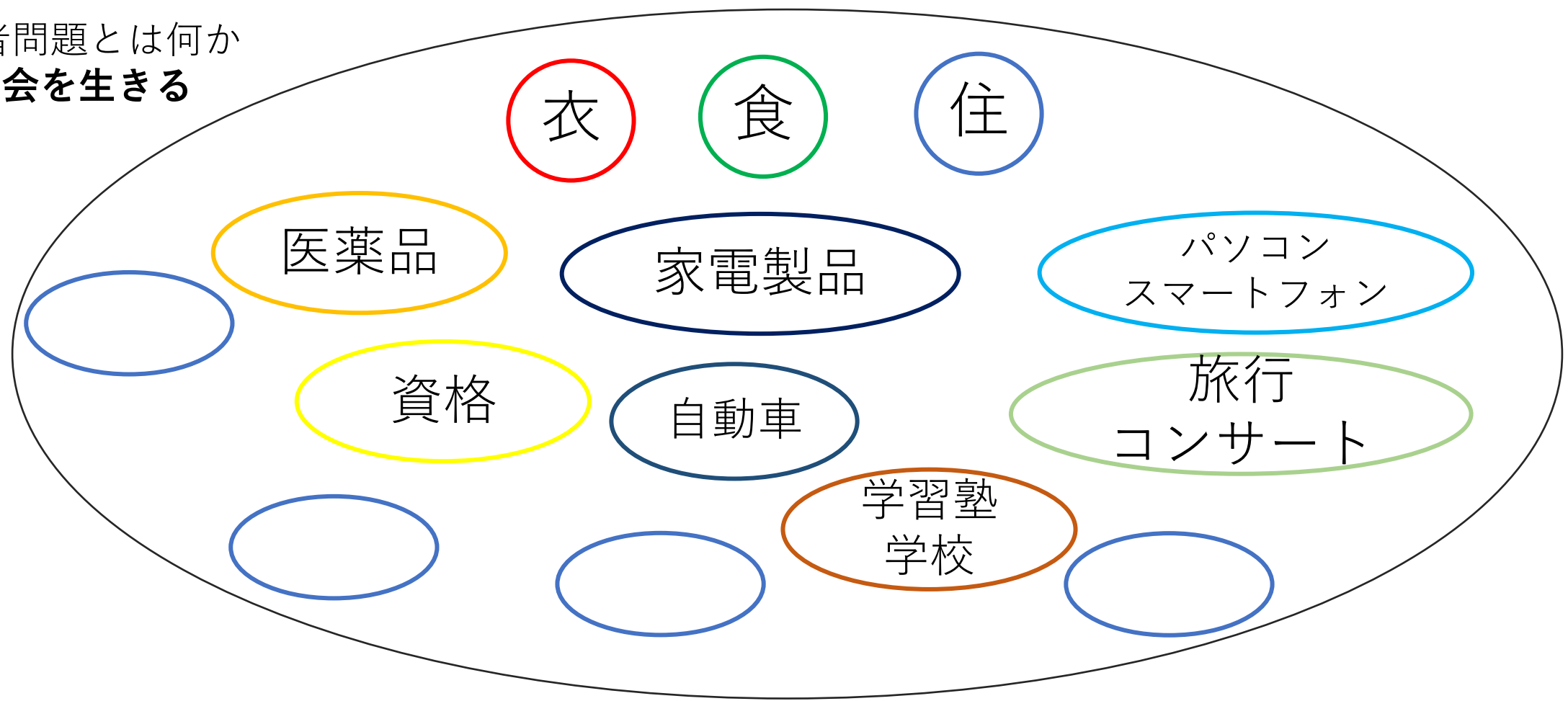
- ・ 消費者問題が何かを説明できる。
- ・ 消費者問題が発生する背景を説明できる。

第1章 消費者問題の基礎

人の生活

1-1 消費者問題とは何か

1. 現代社会を生きる



人間は消費者として生きる

事業者が提供する商品・サービスを購入



利用・活用し生活する

## サービスとは

目に見えず、触れることができない経済活動

例: 教育・運輸・金融など

教育基本法: 「商品・サービス」 → 「商品・役務(えきむ)」

消費生活の多様化・  
複雑化

大量・多様な  
商品・サービス



適切な商品・サービスの選択  
トラブル・被害にあわない



消費者に関する**ルールや制度**を学ぶ

例:

サービス取引・電子商取引の留意点  
クーリング・オフなどの民事ルール  
など

## 消費者は**自立**する

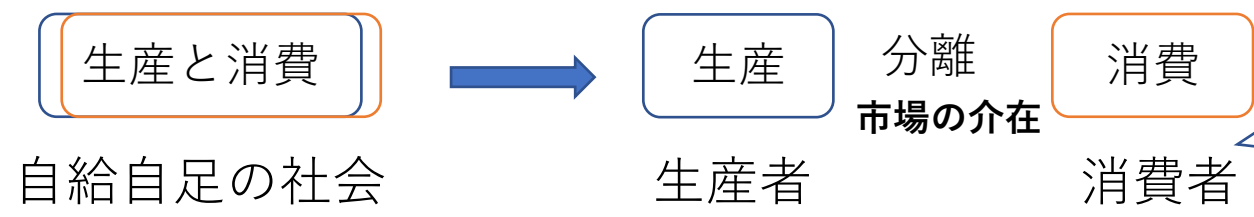
自らの消費行動が経済社会や地球環境問題に影響を及ぼすことを自覚して

→ **意思決定**

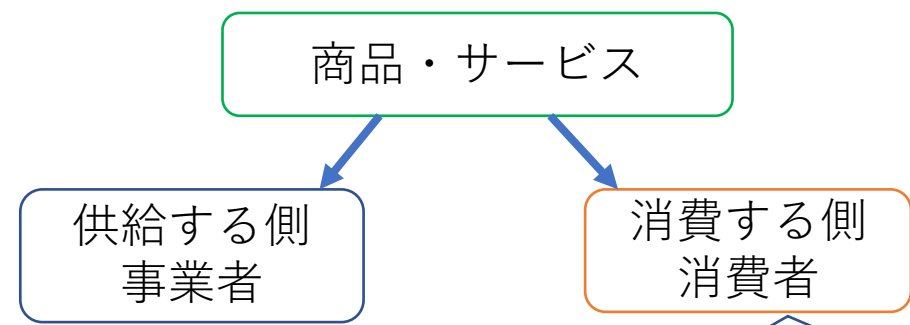
## 2. 消費者、消費者問題、消費者被害

### (1) 消費者の意味

消費者という言葉⇒市場経済を分析する経済学に由来



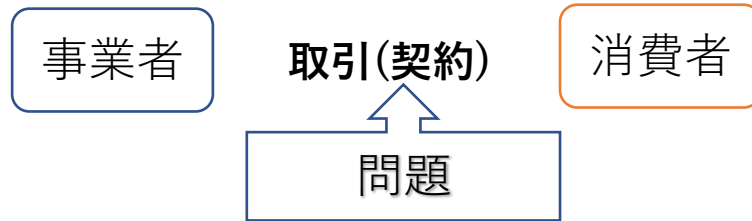
消費者問題を考えるとき  
経済学視点からだけでは不十分  
消費者は人間であることを重視  
しなければならない



**消費者とは**  
「事業者が供給する商品またはサービスを使用し、  
または利用して生活するものをいう」

## (2) 消費者問題、消費者被害

消費者問題とは⇒事業者との取引によって入手した商品・サービスを、生存し生活するために消費することに関連して被害を受ける問題



消費者被害とは⇒ 購入した食品を食べて**食中毒をおこした**  
購入した電化製品から発火して**火事になった**  
通信販売で衣服を購入し代金を払ったのに**商品が送ってこない**

「牛缶」と表示してある缶詰ある缶詰の中身が牛肉でなかった場合の被害は？  
価格は中身相当であったとする

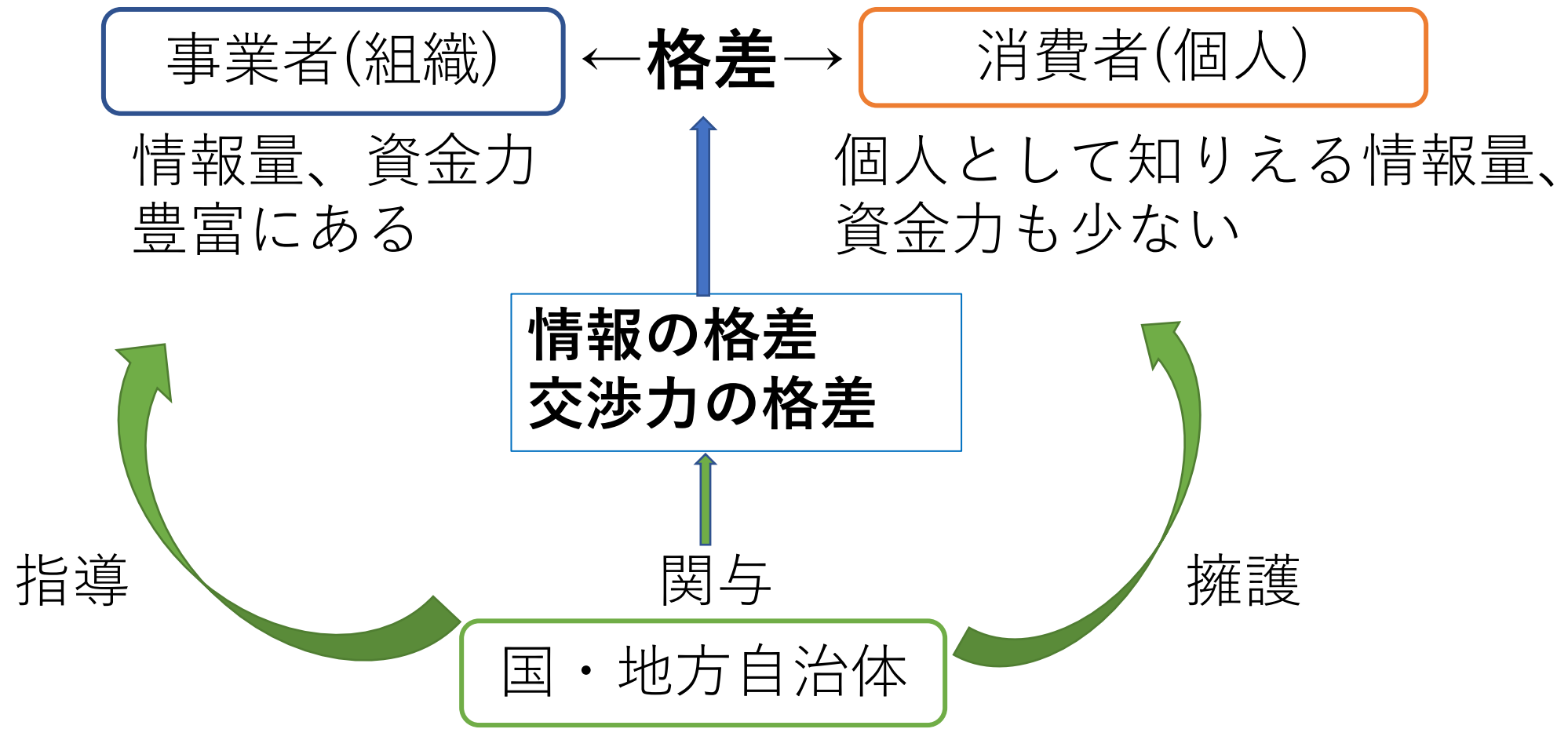
消費者被害は多様である⇒ 高額、少額、被害者が多い・少ない・・・

**問題** 市場から『本物』が無くなり、『本物』を購入したくても選択できなくなる(間接被害)

消費者被害の定義⇒複雑で定義することは難しい 消費者安全法では規定せず「消費者事故等」

消費者被害が社会問題化⇒**消費者事件**

### 3. 消費者被害の発生要因



## 1-2 消費者問題の発生・顕在化

### 1. わが国における消費者問題の発生

↓  
生産と消費が分離したときからあった

第二次世界大戦以降⇒社会問題化した消費者問題が発生し消費者運動とともに広がった

### 2. 消費者問題と消費者運動

消費者運動の源⇒戦前の協同組合運動（1921(T10)年地域生協 灘購買組合設立）

第二次世界大戦後 全国規模の消費者団体が結成←消費者運動の始まり

当初	米よこせ運動・食糧メーデー、不良マッチ退治主婦大会
1948年	主婦連合会(主婦連)結成
1951年	日本生活協同組合連合会設立
1952年	全国地域婦人団体連絡協議会(全地婦連)設立 「ちふれ」
1956年	全国消費者団体連絡会(全国消団連)結成
1957年	「第1回全国消費者大会」開催

消費者問題  
に最初に取り  
組んだのは  
消費者

1950年代 粗悪品はなくなり、新製品が増加⇒消費者問題は複雑・多様化していく



## 消費者被害の社会性の認識と生活協同組合運動

18世紀 問題発生

19世紀半ば 英国 労働運動をしている人々

収入が増えても生活が安定しない⇒なぜか??

消費に問題があるので

は?と気づいた

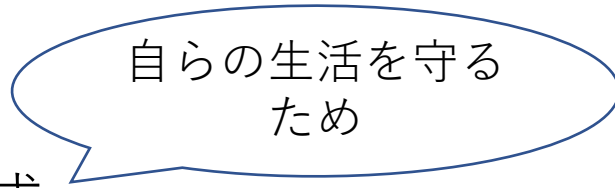
生活物資の生産・販売を自分たちでコントロールする



生活協同組合運動に発展

1844年 ロッチデール 公正開拓者組合を結成

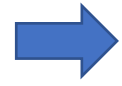
ランカシャー工業地帯 28人のフランネル織工により開始



### 3. 消費者問題発生背景

1940年代後半 戦後の「モノ不足」  
1950年代後半 高度経済成長の始まり 消費者問題の顕在化

技術革新  
流通革命



**大量生産・大量消費**

テレビコマーシャルなどの宣伝が活発化

所得水準の上昇⇒「三種の神器」 白黒テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫

大量生産の製品⇒電化製品、薬品、食品、合成繊維の衣料、プラスチック製品・・・  
(高度な技術力を基礎とする複雑な商品の氾濫)



消費者は必要とするものを適切に選択することが困難

消費者と事業者の格差が消費者問題を発生させる要因  
大量生産・大量販売体制⇒被害は広範囲に及ぶ

## 4. 消費者問題の顕在化

### (1) 森永ヒ素ミルク中毒事件

1955(S30)年に森永乳業株式会社徳島工場製造の調製粉乳にひ素を含む有毒物質が混入

近畿、中国地方を中心に乳幼児に数多くのひ素中毒患者が発生した食中毒事件。

1957年3月現在で、患者数は、約12,300人、そのうち130名が死亡。

厚生省（当時） 1956年に全国一斉精密検診を実施⇒受診者6733人中、「要治療」はわずか90人  
1959年には「全員治癒を確認」と報告（専門家から後遺症を懸念する声があった）

1969年(14年後)になって約70人から事件当時の症状やその後の経過を聞き取る

取った記録『14年目の訪問』が公表

結果⇒重度の障害も含めて約8割に健康障害

後遺症の存在を強く示唆

1973年 「森永ミルク中毒のこどもを守る会」は恒久救済を求める民事訴訟を起こす  
弁護団長の故・中坊公平弁護士の冒頭陳述一乳児の「唯一の生命の糧」に毒物を混入させながら  
責任を認めない企業、そして「後遺症はない」とした国によって「被害者は、二度殺される」。

（平成27年12月末現在の被害者数は、13,442人）。現在でも多数の知的発達障害や身体障害など、支援を必要とする状態にある。

(2) ニセ牛缶事件、不当表示の問題化

1960(S35)年 缶詰めの中にハエの死骸が入っていたとして保健所に届けられた  
「牛肉大和煮」缶詰

↓  
調査結果 クジラの肉であった

他社の「牛肉大和煮」や「コンビーフ」として売られていた缶詰を調査

↓  
結果 中身のすべてまたは大部分が馬肉やクジラ肉  
牛肉100%のものは東京と大阪に各1社しかなかった

↓  
1962(S37)年景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）を制定

## 課題

あなたは生活者として消費者として、どのような意思決定をしたらよいと考えますか？  
その理由も述べてください。

1200字程度

## 森永ヒ素ミルク中毒事件

1955（昭和30）年夏、西日本各地で、乳児に高熱が出て皮膚が黒くなるという症状が相次ぎ、森永乳業製の「ドライミルク」に混入したヒ素などによる中毒、と判明した事件だ。被害者数は1万2千を超え、うち130人が死亡した。

厚生省（当時）は、翌56年に全国一斉精密検診を実施した。その結果は、受診者6733人中、「要治療」はわずか90人。専門家から後遺症を懸念する声があがったにもかかわらず、59年には「全員治癒を確認」と報告された。

終わったかと思われた事件は、69年になってにわかに注目された。大阪の養護教諭や保健師らが被害者を尋ね、約70人から事件当時の症状やその後の経過を聞き取った記録『14年目の訪問』が公表されたのだ。重度の障害も含めて約8割に健康障害があるという内容で、後遺症の存在を強く示唆した。反響は大きく、公害への関心を高めていた当時の世論を喚起した。

被害者の父母らは「森永ミルク中毒のこどもを守る会」に結集し、森永製品の不売買運動を展開するとともに、73年には恒久救済を求める民事訴訟を起こした。その結果、「守る会」と森永乳業、厚生省の三者会談で、森永側が全面的に責任を認め、被害と救済の一切の義務を負担すると約束。74年に訴訟を取り下げるとともに、「守る会」が主体的に救済策を立て、森永と厚生省がそれぞれの立場から協力する「ひかり協会」が発足。事件発生から約20年を経てようやく恒久救済の体制が整った。訴訟に関わった弁護士は、「ひかり協会」を「消費者被害救済の先進的なモデル」と位置づけている。

民事訴訟の弁護団長を務めた故・中坊公平弁護士は、冒頭陳述でこう訴えた。――乳児の「唯一の生命の糧」に毒物を混入させながら責任を認めない企業、そして「後遺症はない」とした国によって「被害者は、二度殺される」。

この国では、森永事件と前後して、水俣病やイタイイタイ病など深刻な公害病が続いた。加害企業と国が速やかにかつ真摯に被害に向き合えば、救われた命、より軽度だった後遺症は少なくなかったはずだ。現在でも、福島第一原発の事故による被曝の影響は広範囲かつ長期におよぶと予想される。いま、あらためて過去の事例から学びたい。

（西岡一正（にしおかかずまさ） 朝日新聞記者）